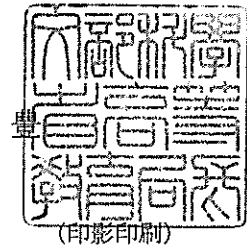


29 文科高 第 239 号

平成 29 年 5 月 31 日

各 公 私 立 大 学 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省高等教育局長
常 盤



大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の
一部を改正する省令について（通知）

このたび、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 28 号）」（別添）が、平成 29 年 5 月 31 日に公布され、同日から施行されます。

私立大学の学部等の収容定員変更に係る学則の変更の認可の申請は 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間に行わなければならないとされているところ、近く閣議決定が見込まれる「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）や地方創生担当大臣のもとに設置された「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の中間報告（平成 29 年 5 月 22 日）を踏まえ、東京 23 区の大学の定員増の扱いについての政府としての方針が盛り込まれることが想定されます。今回の改正は、その後、当該方針を踏まえ、その具体的な取扱

いを検討することとなることを考慮し、平成 30 年度において私立大学が東京 23 区内に所在する学部等の収容定員を増加する場合の申請について、受付期間を 4 か月間延期することとするものです。

この省令の概要は下記のとおりですので、十分にご了知の上、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第 1 改正の概要

(1) 平成 30 年度からの収容定員に係る学則の変更の認可

私立の大学の学部等（大学の学部、短期大学の学科又は大学の学部の学科）の収容定員に係る学則の変更の認可の申請のうち、平成 30 年度に東京都 23 区内に所在する学部等の収容定員を増加するものの申請期間について、「6 月 1 日から同月 30 日までの間」とされているものを、「10 月 1 日から同月 30 日までの間」までと読み替えること。（附則第 5 条関係）

第 2 留意事項

(1) 東京都 23 区外に所在する学部等の収容定員に係る学則の変更の認可申請については、従前のとおり、申請期間は 6 月 1 日から 6 月 30 日とすること。

(本件担当)

高等教育局高等教育企画課大学設置室

電話：03-5253-4111（内線 2486）